

# 第1回WGにおける指摘事項等

平成30年12月25日 資源エネルギー庁

#### 目次

## (指摘事項等)

- 1. クライアント型電子計算機の適用除外について
- 2. サーバ型電子計算機の市場/用途について
- 3. タブレット端末の利用時間の内訳
- 4. クライアント型電子計算機の国内出荷台数の推移

## 1. クライアント型電子計算機の適用除外について①

● 前回のWGにおいて、電池駆動のノートブック型電子計算機の適用除外についてご意見を頂戴した。

## 前回の審議事項

第1回WG資料3-3 電子計算機の対象範囲について(案)

(3) 総エネルギー消費量が少ないものとして除外する電子計算機

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、かつ出荷時に物理的キーボードがないもの【現行省令を一部変更】

消費電力量が少なく(数ワット程度)であり総エネルギー消費量でみても少ないため適用除外とする。現行規制では「専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであつて、磁気ディスク装置を内蔵していないもの」と規定されているが、半導体ディスクの普及に伴い、条件を変更することとする。

#### 前回の指摘事項

- 「電池駆動の製品」(携帯用の製品)は、規制をしなくとも、省工ネが自律的 に進むのではないか。
- 物理的キーボードを基準にするのではなく、消費電力の値などを基準にすべきではないか。

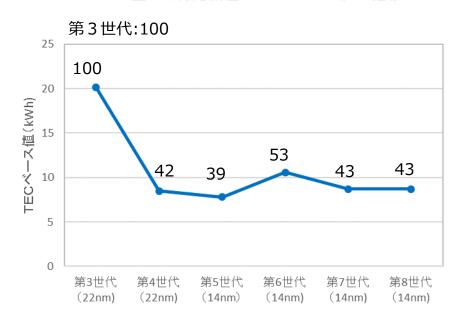
# 1. クライアント型電子計算機の適用除外について①

モバイルコンピュータとデスクトップコンピュータの省エネの傾向の比較

モバイルノートブックコンピュータとデスクトップコンピュータのエネルギー消費効率の推移に 差はみられなかった。

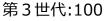
#### モバイルノートブックコンピュータ及びデスクトップコンピュータの エネルギー消費効率推移の比較

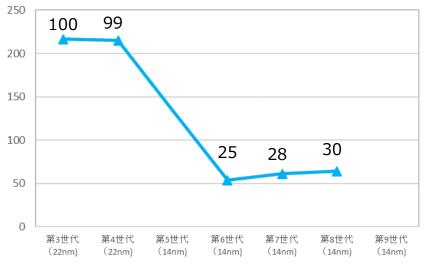
ノート型PC(特定機種)のTECベース値の推移



CPU世代(半導体プロセス(nm))

デスクトップ型PC(特定機種)のTECベース値の推移





CPU世代(半導体プロセス(nm))

#### 参考:適用除外の製品の例

- 第1回WGでは、専ら電池駆動のノートブックPCや2 in 1 PCが存在するとして、「専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、かつ出荷時に物理的キーボードがないもの」を適用除外として提案したところ。
- 再度JEITA会員企業の製品を確認したところ、これらの製品はJEITA会員企業では製造していないことが判明したため、物理的キーボードの要件を削除し、「専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの」を、適用除外とする。

	内蔵電池なしでも動 作する	内蔵電池の補助なし では動作しない**	備考
スレートコンピュータ (タブレット端末)	対象	適用除外	両機器存在する
ノートフ゛ックコンヒ゜ュータ /2in1 コンヒ゜ュータ	対象	適用除外	内蔵電池の補助なしでは動作しない 機器はJEITA2015帳票には存在しな い

#### ※補足

内部回路への電源供給がバッテリーを介してのみ供給する設計であり、「バッテリーを外す」、「バッテリー残量がゼロ」「バッテリーが故障等により動作しない」のいずれの場合も起動・駆動しない。

出所)JEITA

## 2. サーバ型電子計算機の市場(用途)について

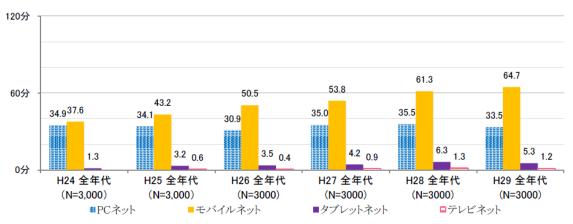
- 前回のWGにおいて、サーバの測定方法には、実際のサーバの利用実態とのずれが懸念されるとのご意見を頂戴した。
- 2014年度のサーバの用途は、「ERP (Enterprise Resources Planning)」
  「ファイル/プリント」「Webサービス」などのビジネスサーバであり、
  GPUサーバはまだ市場においては利用は少ないと考えられる。

#### 3. タブレット端末の利用状況の内訳

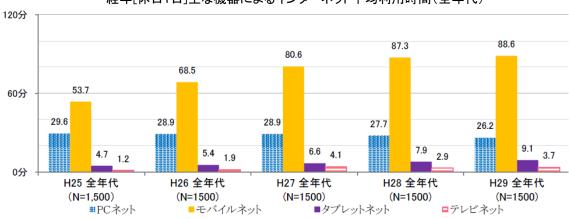
● 前回WGにて、タブレット端末の利用状況の説明資料がインターネット利用時間のみであるのは、誤解される懸念があるとのご意見を頂戴した。

#### 前回資料

経年[平日1日]主な機器によるインターネット平均利用時間(全年代)

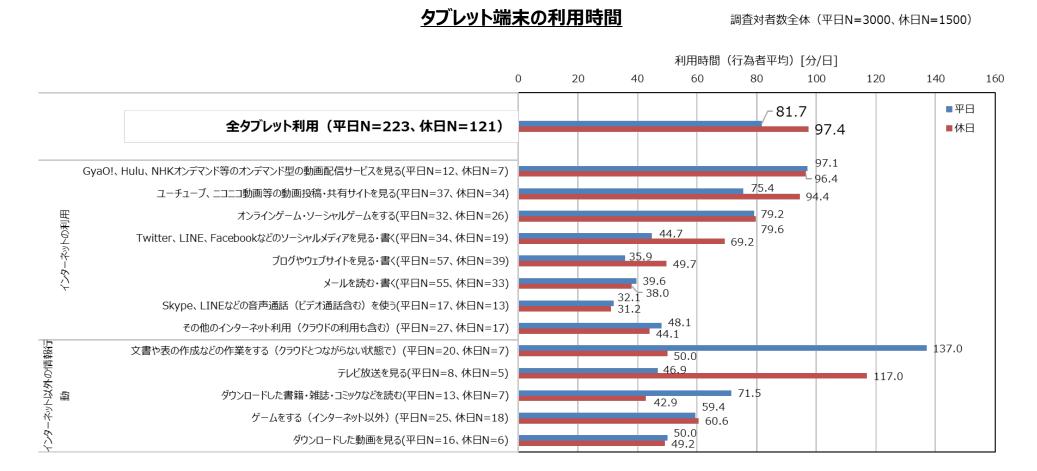


経年[休日1日]主な機器によるインターネット平均利用時間(全年代)



#### 3. タブレット端末の利用時間の内訳

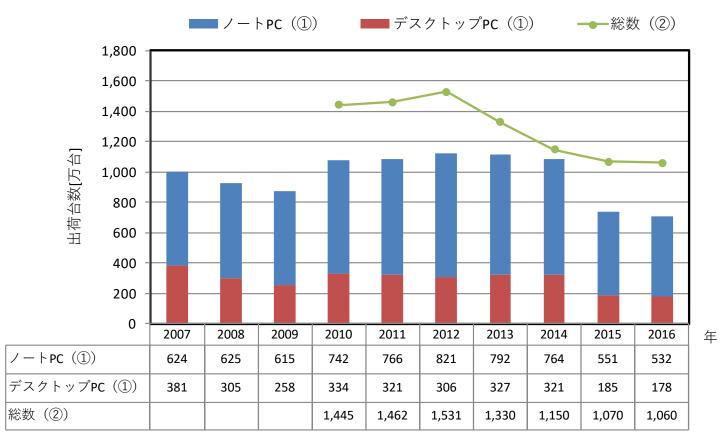
● タブレット端末の総エネルギー消費量の算出については、行為者の平均利用時間は、 平日は82分/日、休日は97分/日を使用しており、利用内訳は、インターネット利用に 限らない。



注)行為者平均の利用時間(情報行動を行った者に限定した平均時間)を表す。 出所)総務省情報通信政策研究所「平成27年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」日記式日別データより作成。

#### 4. クライアント型電子計算機の国内出荷台数の推移(訂正)

更一夕には暦年値と年度値が混在していたため、集計期間にずれが生じていた。



クライアント型電子計算機の国内出荷台数の推移